

地域密着型通所介護 事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 tango nonno nonna が開設する デイサロン のんの のんな（以下「事業所」という。）が行う 地域密着型通所介護 の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者（以下「要介護者（要支援者）」という。）に対し、適正な通所介護（介護予防通所介護）サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 指定通所介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、要介護者（要支援者）の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 地域密着型通所介護事業所の従業者は、要介護者（要支援者）が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 名 称 | デイサロン のんの のんな |
| (2) 所 在 地 | 京都府京丹後市峰山大宮町河辺 1050 |
| (3) 利用定員 | 1日 18人 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 3人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 1人（非常勤1人、機能訓練指導員兼務又は、訪問看護員）
看護職員又は、訪問看護員は、利用者の健康状態のチェックを行う。
- (4) 介護職員 9人（常勤兼務4人、非常勤専従5人）
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び生活の援助を行う。
- (5) その他の従業員
管理栄養士 1人（非常勤職員1人）
管理栄養士は、栄養や形態に配慮し、個々に応じた献立を立てる。
調理師 3人（常勤専従2人、非常勤専従1人）
調理師は、栄養や形態に配慮し、個々に応じた調理を行う。
事務職員 1人（常勤兼務1人）
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人（非常勤1人、看護職員兼務又は、マッサージ師専従）

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は 月曜日 から 金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで及び事前に通知する臨時休業日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から 午後6時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9時30分から午後 5時30分までとする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供
 - (2) 入浴サービス
 - (3) 日常生活動作の機能訓練及び個別生活援助
 - (4) 健康状態チェック
 - (5) 生活指導
 - (6) レクリエーション
 - (7) 送迎
- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、片道800円を徴収する。
 - 3 食材料費は、一食当たり 650円（軽食おやつ代を含む）を徴収する。
 - 4 オムツ代は、その実費を徴収する。
 - 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。
 - 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 7 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

（緊急時等における対応方法）

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等

の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、京都府、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、峰山町・大宮町・弥栄町・網野町・丹後町 とする。

※上記実施地域以外でも、希望があれば相談に応じる。

（非常災害対策）

第10条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（サービスの利用に際してのお願い）

第12条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

- （1）サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示することとする。
- （2）サービスを提供する上で、特定の職員に限定した指名はご遠慮ください。
- （3）事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行うものとする。
- （4）決められた場所以外での喫煙又は、飲酒はご遠慮ください。
- （5）他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- （6）利用者との個人的なお付き合いや連絡先の交換は職員の個人情報保護のために禁止していますのでご了承ください。

- (7) 金銭等の管理は責任を負えませんが各自で行ってください。
- (8) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

(介護サービス利用に際しての禁止事項について)

第13条 次に掲げる、職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為を禁止します。

- (1) 身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- (2) 精神的暴力(嫌がらせや人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- (3) セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、行為的態度の表出や要求等、性的ないやがらせ行為)
- (4) カスタマーハラスメント(利用者やその家族や関係機関から受ける迷惑行為) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- (5) その他介護保険に定められたサービス提供の内容や範囲及び関係性を超えた欲求又は要望など。

(介護サービス契約の終了と事業者からの契約の解除)

第14条 事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

- (1) 事業者は職員の心身に第14条に掲げる禁止事に該当する危険が生じ、または生じるおそれのある場合であって、その危害の発生または再発生を防止することについて、居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り利用者と話し合い、かつ、複数名による訪問等の防止策の提案をしたにも関わらず、利用者に対して介護サービスを提供することが困難になった場合には、文書で通知することにより1ヶ月前の予告期間を置き介護サービス契約を解除することができる。
- (2) 事業者は、第14条に掲げる禁止事項に該当する行為により、職員や事業所に危害等を与えていると判断した場合、職員や事業所を保護する目的として、文書で通知することにより一時的に介護サービスの提供を中止し、第15条1項の措置を講じる。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3か月以内
- (2) 継続研修 1年 1回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社 tango nonno nonna と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

令和6年度 介護報酬改定の義務化による追加・変更事項

（虐待防止に関する事項）高齢者虐待防止対策

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第18条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（その他運営に関する留意事項）ハラスメント対策

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（衛生管理等）感染症対策

第20条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等) BCP の策定

第21条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

【サービス提供に関する相談、苦情について】

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定通所介護に係わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す当事業所の窓口のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
苦情又は、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を早急に連絡します。)

(2) サービス内容に関する苦情(相談)申立の窓口

当事業所のお客様相談窓口	窓口担当者 ご利用時間 電話番号	尾畑薫、小森美和子、小山久美子 8：30 ～ 18：00 0772-62-2811
京丹後市健康長寿福祉部 長寿福祉課	所在地 受付時間 電話番号	京丹後市峰山町杉谷691 月曜日～金曜日8：30～17：15 0772-69-0330
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地 受付時間 電話番号	京都市下京区烏丸通四条下ル 水銀屋町620番地 COCON烏丸 内 月曜日～金曜日9：00～17：00 075-354-9090
京都府丹後広域振興局 丹後保健所 健康福祉部企画調整課	所在地 受付時間 電話番号	京丹後市峰山町丹波中嶋855 月曜日～金曜日8：30～17：00 0772-62-0361

附 則

- 1、 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日に一部改正する。
- 2、 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日に一部変更する。
- 3、 この規程は、平成 29 年 8 月 1 日に一部変更する。
- 4、 この規程は、平成 29 年 10 月 10 日に変更届出の遅滞について変更届出を行った。
- 5、 この規定は、平成 30 年 2 月 3 日に指定申請により一部変更する。
- 6、 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日に介護報酬改定により一部変更する。
- 7、 この規定は、平成 30 年 6 月 22 日に一部変更する。(人員増加)
- 8、 この規定は、平成 30 年 10 月 16 日に一部変更する。(定員増加)
- 9、 この規定は、令和 2 年 2 月 4 日に一部変更する。(管理者及び生活相談員及び人員変更)
- 10、 この規定は、令和 2 年 11 月 2 日に一部変更する。(生活相談員及び人員変更)
- 11、 この規定は、令和 3 年 2 月 19 日に一部変更する。(看護師及び機能訓練指導員の変更)
- 12、 この規定は、令和 3 年 7 月 19 日に一部変更する。(所在地及び定員変更)
- 13、 この規定は、令和 4 年 4 月 4 日に一部変更する。(人員体制及び事業の実施地域等)
- 14、 この規則は、令和 5 年 7 月 28 日に一部変更する(サービスご利用に際してのお願い及び介護サービス利用にあたっての禁止事項について及び介護サービス契約の終了と事業者からの契約の解除)
- 15、 この規定は、令和 6 年 4 月 10 日に一部変更する。(令和 6 年度介護報酬改定の義務化による追加・変更事項の第 17 条～第 21 条)

